

**自身の保健医療情報を活用できる  
仕組みの拡大について  
(論点ごとの主なご意見と方向性)**

令和 2 年 1 1 月 6 日

# 論点ごとの主なご意見と検討の方向性

## マイナポータルで健診等情報を見たりダウンロードできる仕組み

### <主なご意見>

- 各健診等情報を見たりダウンロードする際に、バラバラのシステムではなく、ワンストップで対応できる環境が必要。
- PHRサービスを使わない人は、マイナポータルでダウンロードして自分で健康情報を管理する必要があるが、最初のアプローチで利用を断念するケースが生じないように対応が必要。

### <検討の方向性>

- 健康増進法に基づき市町村が実施する健診（がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患）のマイナポータルからの提供に向けて、令和3年に番号法改正等の必要な法制上の対応や自治体システムの改修に向けた予算措置等を行い、令和4年度早期からの提供を目指す。
- 事業主健診情報について、保険者を經由してマイナポータルからの提供を開始するため、令和3年に医療保険各法の改正など必要な法制上の対応を行う。

## 民間PHRサービスを安全・安心に利用できる仕組み

### <主なご意見>

- 民間PHR事業者が不適切な商用利用をしないようにするべきである。
- マイナポータルとAPI連携をしても、その都度情報を取得する仕組みとなっているが、このようにずっと情報が流れ続けることのないようにすべきである。
- 目的外の利用は出来ないようにしつつも、民間との連携は必要だと考える。
- 民間PHR事業者のルールづくりの際には、互換性などもしっかりと整理する必要がある。

### <検討の方向性>

- 国民が効果的に自身の保健医療情報を活用できる環境を整備するため、公的に最低限の利用環境を整備するとともに、マイナポータルと民間PHR事業者とのAPI連携等を行う。  
（※マイナポータルとのAPI連携では、利用の都度、利用者の本人確認及び（提供する情報も含め）本人同意を厳格に実施。）
- その前提として、国民が安心して民間PHRサービスを活用するため、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ対策、利用目的に応じた適切な取扱い、情報の保存・管理、相互運用性の確保など）などを、「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班」での議論を経て、ガイドラインとして年度内に整理する。
- また、それらのガイドラインを遵守していることを証明するための仕組みの整備も行う。

# 參考資料

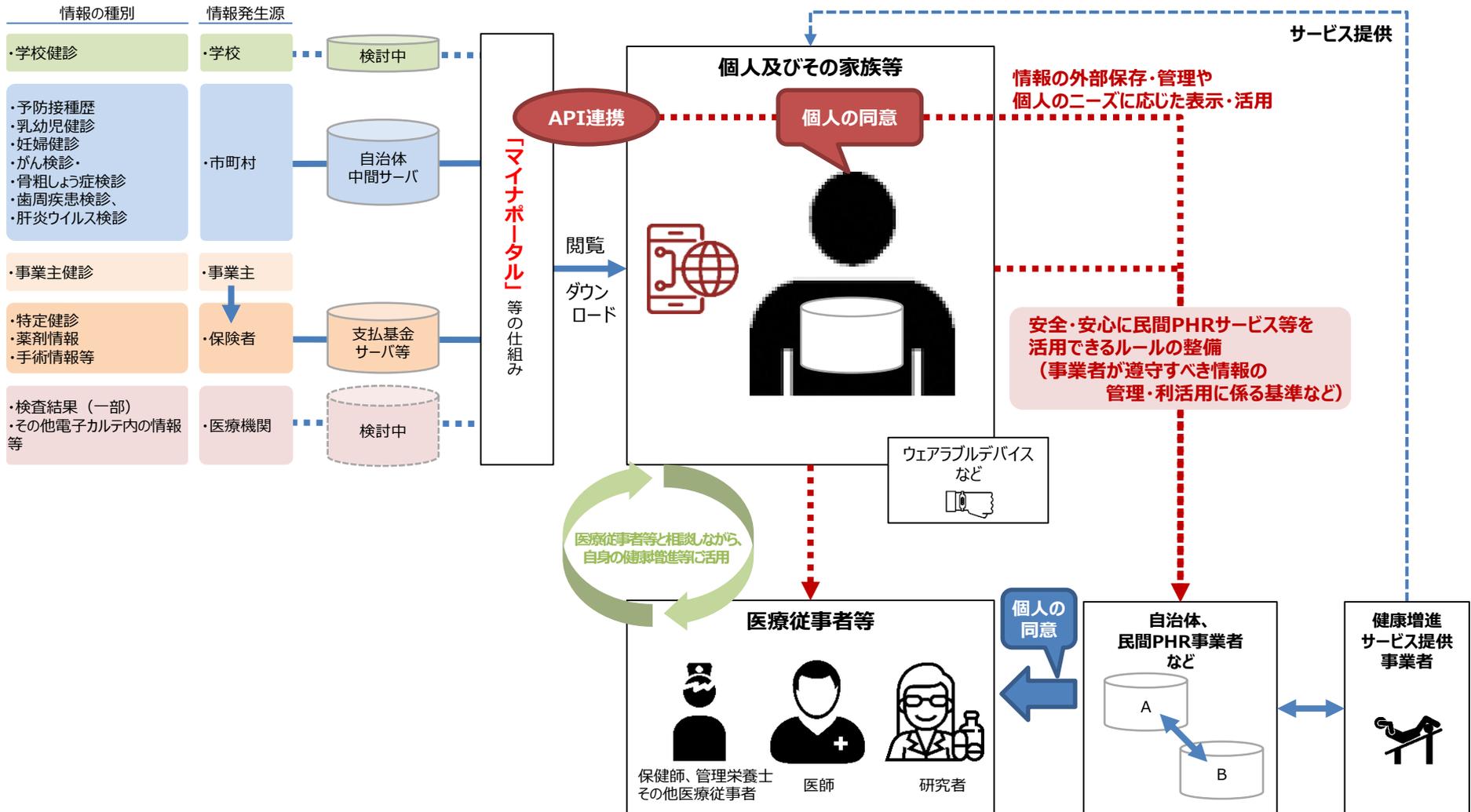
# PHRの全体像

第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、  
第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報利活用WG  
(令和2年10月21日)資料6(抜粋)

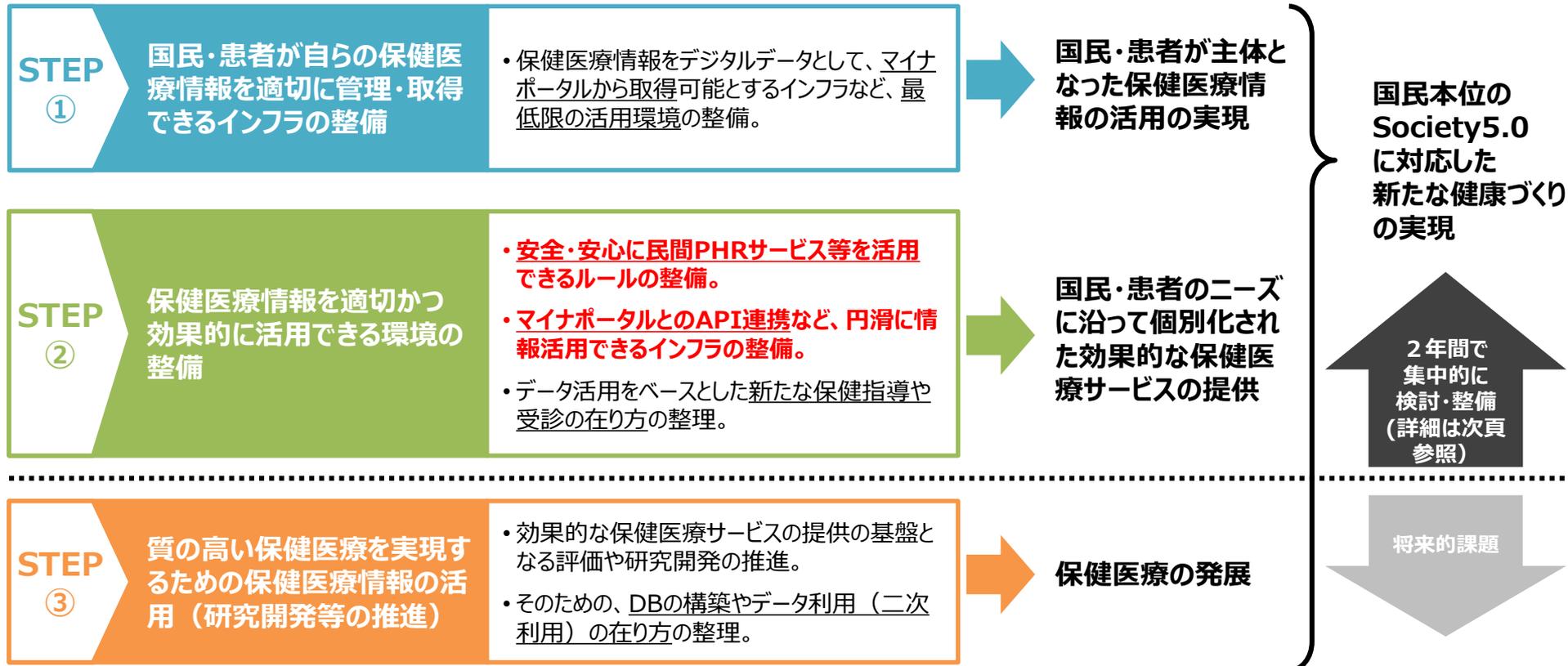
## 保健医療情報

## 個人による閲覧 (PHR)

## 情報の利活用



- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
  - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を**適切に管理・取得**できるインフラの整備
  - ② 保健医療情報を**適切かつ効果的に活用**できる環境の整備
  - ③ **質の高い保健医療を実現**するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）
 を目指し、取組を進めていくことが必要。



# PHRの更なる利活用について(民間PHR事業者との連携等)

第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、  
第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報利活用WG  
(令和2年10月21日)資料6(抜粋)

- 国民が効果的に**保健医療情報を活用できる環境を整備**するためには、**公的に最低限の利用環境を整備する**とともに、**民間PHR事業者の活力**を用いることが必要不可欠。
  - **個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理**できるようにする。  
⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
  - 個人のニーズに応じて、**保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用**できるようにする。  
⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
  - **将来的に**、保健医療の発展（サービスの質の向上）に向けて、**適切に研究開発等へ活用**できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

## 安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

- 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互運用性など）を整理することが必要。

### マイナポータルとのAPI連携

- 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者にデータファイルを提供する等の手間等をなくすために、API連携が必要。

#### (課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む) 適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

## (想定される検討事項)

- 情報セキュリティ対策
- 利用目的に応じた適切な取扱い
  - ✓ 適切な利用目的と同意・取得方法
  - ✓ データ消去
- 情報の保存・管理、相互運用性の確保
  - ✓ 保存義務
  - ✓ 相互運用性
- その他（要件遵守の担保方法など）

※ 今回の検討の主たる対象については、マイナポータルの「自己情報取得API」等を活用して取得される情報など、国民自身が自らの健康管理に積極的に活用することを想定して提供されるものを想定。

※ 医療機関等が保有する情報については、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等が既に存在しており、これらに基づき適切な対応が必要。